

令和7年6月24日

岡山大学職員組合執行委員長 殿

理事（企画・評価・総務担当）

三 村 由香里

通勤手当見直しの見送りと人事院勧告対応の方針についての質問書（回答）

2025年6月4日付け岡大職組申第197号の質問書について、以下のとおり回答しますので、よろしくお願いします。

（質問事項1．通勤手当見直しの見送り理由について）

「異動や通勤の実態が国家公務員と異なる」との理由により、通勤手当の見直しを見送られたとのことですが、本学職員の通勤実態については、どのように把握・集計された上でのご判断でしょうか。特に、本学職員の多くは他機関からの異動を経ており、中途採用で新幹線通勤を行っている方や、通勤費に自己負担が生じている方が複数いると伺っています。実態調査の有無およびその内容についてご説明をお願いいたします。

（質問事項1．についての回答）

ご質問の中で「本学職員の多くは他機関からの異動を経ており」とありますが、これは主に教員を指したものと推察いたします。国家公務員の職務命令による人事異動とは異なり、教員の場合は、他機関を自己都合等により退職後、本学に採用となりますので、人事異動の実態が異なると考えております。

なお、通勤届の申請内容に基づく通勤実態調査を行った結果、実際に自らの意思で新幹線通勤を行っており、通勤に係る費用に一部自己負担が生じている職員がいることは把握しておりますが、そのような職員の割合はごく少数（1～2％程度）であると認識しております。

（質問事項2．将来的な準拠の可能性について）

現在は、運営費交付金の減少が人事院勧告に準拠しない理由の一つであると認識しておりますが、同時に「国家公務員とは異なる実態」が準拠を見送る根拠として挙げられている点も気になります。仮に今後、運営費交付金が増加した場合であっても、今回と同様の理由

により人事院勧告に準拠しない方針が継続される可能性があるのか、本学としての見解をお聞かせください。

(質問事項 2. についての回答)

今後の人事院勧告の内容を鑑みて、総合的に方針を検討し決定することになります。

(質問事項 3. 人事院勧告の趣旨と本学の対応について)

2024 年度の人事院勧告には、通常の人事異動への対応に加え、中途採用者を含む人材の確保・採用促進の観点から、通勤手当・単身赴任手当・再任用職員に対する諸手当の見直し盛り込まれていると理解しております。これは、多様な人材を確保するための環境整備を意図したものであると考えられます。一方で、本学の今回の対応は、「国家公務員とは異動や通勤の実態が異なる」との点のみに着目しており、人材確保の観点からの対応が明確に示されていないように見受けられます。この点に関し、以下の事項についてご確認させていただきたく存じます。

(質問事項 3-1.)

今回の人事院勧告における「採用促進」「人材確保」の意図について、本学としてどのように認識されていますか。

(質問事項 3-1. についての回答)

今回の人事院勧告では、「採用促進」及び「人材確保」の観点から、特に若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定のため、初任給や若年層の俸給月額が大幅に引上げられ、本学はそれに準拠した対応を行いました。通勤手当、単身赴任手当及び再雇用職員に対する諸手当の見直しについては、「採用促進」及び「人材確保」の面でどの程度影響が生じるのか、今後、注視いたします。

(質問事項 3-2.)

准教授や教授といった、勤務地を自由に選びにくい職層に対し、通勤費や住居費の負担を軽減する措置（通勤手当・単身赴任手当等）を講じることは、（特に本学のような地方大学にとっては）優秀な人材確保策として有効と考えますが、本学としてそのような措置の導入を検討されたことはありますか。

(質問事項 3-2. についての回答)

本学では、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当を設け、通勤費等の負担を軽減する措置を講じております。教授及び准教授に限らず、優秀な人材確保策については今後も検討いたします。

(質問事項 3－3.)

岡山大学は新幹線のアクセスが良好であり、実際に姫路など遠方から通学する学生も多数おります。このような地理的特性を踏まえ、遠方から通勤する職員への支援を人事制度に反映させるお考えは将来的にもございますか。

(質問事項 3－3. についての回答)

交通アクセスが良好であることは、本学の強みの一つと考えております。遠方から通勤する職員への支援策等については、その必要性を含めて今後も慎重に検討いたします。

【本件担当：総務部人事課人材活用グループ 小川 内線 7 0 2 3】